

特別養護老人ホーム三芳光陽園 重要事項説明書

介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令３９号４条に基づいて、当事業所が_____様に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称 社会福祉法人 薄光会
代表者の氏名 理事長 栗原 祥浩
主たる事務所の所在地 千葉県富津市湊１０７０－３
電話番号 ０４３９（６７）３７１１

2. ご利用施設

施設の名称 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 三芳光陽園
施設の所在地 千葉県南房総市上堀２８０
都道府県知事指定番号 千葉県１２７８００００６０号
施設長の氏名 山田 洋治
電話番号 ０４７０（３６）３２１１
ファクシミリ番号 ０４７０（３６）３２５３

3. ご利用施設であわせて実施する事業

①短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
(千葉県 １２７８００００４５) 利用定員 ９名
②通所介護事業及び介護予防通所介護事業
(千葉県 １２７８００００３７) 利用定員 ２５名
③居宅介護支援事業 (千葉県 １２７８００００２９)

4. 施設の目的と運営方針

特別養護老人ホーム 三芳光陽園は、認知症の利用者、その他介護が必要な利用者の保護、介護を目的とした施設であり、利用者が最終ステージを過ごす施設として、安心安全に配慮しながら、利用者の主体性を尊重しその人らしく希望を持って生活できることを目指します。

5. 施設の概要

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 三芳光陽園
敷 地 7,262 m²
建 物 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建１棟
延床面積 1,834.53 m²
利用定員 ５７名

(1) 居 室

１人部屋	１室（１室	14.35 m ² ）	１人当たり	14.35 m ²
２人部屋	４室（１室	19.00 m ² ）	〃	9.50 m ²
４人部屋	１２室（１室	33.00 m ² ）	〃	8.25 m ²

(2) 主な施設設備

食堂及び機能訓練室	医務室	静養室
一般浴室 ３箇所	機械浴室（特殊浴槽 ２台）	
洗面所 ３箇所	便 所 ３箇所（ウォシュレット設備 有）	

6. 職員体制

１ 施設長	１名	
２ 医師	２名以上	健康管理及び療養上の指導を行います。
３ 生活相談員	１名以上	生活相談、処遇の計画や実施を行います。
４ 介護職員	１９名以上	日常生活全般にわたる介護業務を行います。
５ 看護職員	３名以上	保健衛生並びに看護業務を行います。
６ 栄養士	１名以上	献立作成、栄養計算、栄養指導を行います。

- | | | |
|-----------|------|---------------------------|
| 7 機能訓練指導員 | 1名以上 | 個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施します。 |
| 8 介護支援専門員 | 1名以上 | ケアプランを作成します。 |

7. 当事業所が提供するサービス

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、9割～7割が介護保険から給付されます。

- ①施設サービス計画の作成 6ヶ月に1回見直しを行います
- ②食 事 栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。

【食事時間】 下記の時間内にお召し上がりください。

朝食：8時00分～9時00分

昼食：12時00分～13時00分

夕食：18時00分～19時00分

【食事場所】 できるだけ離床して食堂をご利用ください。

- ③介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排せつ、食事等の介助、口腔ケア、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
- ④排せつ 排せつ介助は介護職員及び看護職員を除き、異性から見られないよう配慮します。
- ⑤入 浴 一般浴、機械浴とも週2回以上の入浴を行います。体調不良やバイタル測定の結果入浴中止を判断した場合は、代わりに清拭を行います。
- ⑥離 床 寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
- ⑦着替え 毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
- ⑧整 容 身の回りのお手伝いをします。
- ⑨シーツ交換 シーツ交換は週1回行います。
- ⑩洗 濯 必要に応じて衣類の洗濯を行います。
- ⑪機能訓練 機能訓練指導員による機能訓練をあなたの状態にあわせて行います。
- ⑫健康管理 嘱託病院において定期健康診断と胸部レントゲン（年1回）、園内診療所において主治医による診察（月1回）を行い、健康管理に努めます。体調不良時には嘱託病院を受診し、主治医の指示を仰ぎ、状態が改善するよう努めます。
- ⑬介護相談 利用者とその家族からのご相談に応じます。介護者に対して、随時近況報告をいたします。
- ⑭レクリエーション 当施設では、外出や外食、秋祭り、敬老会、クリスマス会等の行事を行います。（行事によっては別途参加費がかかることもあります。）

(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ①特別な食事 利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費
- ②理髪・美容 2,100円
- ③金銭管理サービス 銀行通帳、印等の管理サービスを行います。
1,800円／月（日用品購入費等の現金管理のみ 500円／月）
年金等行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。但し、手続きにかかわる経費はその都度お支払いいただきます。
- ④日用品費 利用者に購入した日用品に関し実費負担
- ⑤テレビ使用料 私物を居室に持ち込む場合 100円／日（電気料及び管理料）

8. 施設サービスの利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス 基本料金（1割負担の場合）

要介護度	1日の自己負担分
要介護度1	589 円
要介護度2	659 円
要介護度3	732 円
要介護度4	802 円
要介護度5	871 円

※一定以上所得者は、利用者負担が2割または3割になります。介護保険負担割合証により異なります。

（2）居住費

1日あたりの基準費用額 915 円

利用者負担段階	負担限度額	居住費
第1段階	0 円（1日あたり）	0 円（1日あたり）
第2段階	430 円（ 〃 ）	430 円（ 〃 ）
第3段階	430 円（ 〃 ）	430 円（ 〃 ）
第4段階	915 円（ 〃 ）	915 円（ 〃 ）

※基準費用額との差額は保険より給付されます。

※入院や外泊時は居住費の代わりとして、外泊時費用加算は月6日間を限度としていただきます。

（3）食費（食材料費＋調理費）

1日あたりの基準費用額 1,445 円

利用者負担段階	負担限度額	食費（食材料費＋調理費）
第1段階	300 円（1日あたり）	300 円（1日あたり）
第2段階	390 円（ 〃 ）	390 円（ 〃 ）
第3段階①	650 円（ 〃 ）	650 円（ 〃 ）
第3段階②	1,360 円（ 〃 ）	1,360 円（ 〃 ）
第4段階	1,445 円（ 〃 ）	1,445 円（ 〃 ）

※基準費用額との差額は保険より給付されます。

◎利用者負担段階

第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円以下の方
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万円以下の方
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万円超える方
第4段階	上記以外の方

(4) 特別加算 (1 単位=10 円:1 割負担の場合)

算定	加 算	単位/日
☐	身体拘束対策未実施減算	-5 単位
☒	日常生活継続支援加算	36 単位
☒	看護体制加算 (I)	4 単位
☒	夜勤職員配置加算	13 単位
☒	個別機能訓練加算 (I)	12 単位
☒	個別機能訓練加算 (II)	20 単位/月
☒	精神科医療養指導加算	5 単位
☒	外泊時費用 (入院、外泊時算定)	246 単位
☒	福祉施設初期加算 (入所日から 30 日以内)	30 単位
☒	栄養マネジメント強化加算	11 単位
☒	療養食加算 (対象者のみ)	18 単位
☒	看取り介護加算 I (対象者のみ、死亡日から 4 5 日以内)	7,608 単位
☒	経口維持加算 I	400 単位/月
☒	若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみ)	120 単位
☒	科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位/月
☒	安全対策体制加算 (入所時に 1 回のみ)	20 単位
☒	介護職員等処遇改善加算	(基本料金+加算)×14,0%

※の加算については、対象者のみとなります。

9・医療について

当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

※高額介護サービス費の制度

1 ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方(市町村民税課税世帯)の負担限度額は月額 44,400 円です。
課税所得が 380 万円以上の方は、負担上限額が高くなります。(93,000 円、140,100 円)
なお、市町村民税非課税世帯等は月額 24,600 円、生活保護受給者等は月額 15,000 円が負担上限額となります。

10. 施設利用に当たってご留意いただく事項

面 会	自由、但し玄関の面会簿にご記入ください。
外 出・外 泊	管理者の承諾を受けていただきます。
飲 酒・喫 煙	医師と相談の上、管理者の承諾を受けていただきます。
設備・器具の利用	職員と共にご利用いただきます。
金銭・貴重品の管理	事務所にて管理させていただきます。
サービス実施記録の閲覧	9時から16時の間に事務室にてサービス実施記録を閲覧できます。
そ の 他	生活相談員が相談に応じます。

11. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、
当施設ご利用相談、苦情受付担当（担当者 丸山 恵美子）、電話 0470-36-3211まで
お気軽にご相談ください。

苦情解決責任者（施設長 山田 洋治）、責任をもって調査、改善をさせていただきます。

当施設以外にも、市町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています。なお、下記の苦情解決第三者
委員もご相談を受け付けております。

- ・南房総市 健康支援課 電話 0470-36-1152
- ・館山市 高齢者福祉課 電話 0470-22-3487
- ・鋸南町 保健福祉課 電話 0470-50-1171
- ・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 電話 043-254-7428

<苦情解決第三者委員連絡先>

- 上堀勸修院住職 石川 隆教 電話 0470-36-2679
- 地域作業所和楽 施設長 小池 光徳 電話 0439-71-8788

12. 協力医療機関

名称	所在地	電話番号	診療科
南房総市立富山国保病院	南房総市平久里中 1410-1	0470 (58) 0301	内科
南房総ファミリアクリニック	南房総市本織 43-1	0470 (20) 6171	内科
館山メンタルクリニック	館山市北条 2181-3	0470 (23) 0815	精神科
亀田ファミリークリニック館山歯科センター	館山市正木 4304-9	0470 (20) 5518	歯科

13. 個人情報の取扱い

介護福祉施設サービス利用契約書 第14条（秘密保持）を遵守し、「個人情報保護に関する基本方針」に則り、適切な収集、利用、提供を実施し、安全性の確保に努めます。

1 4. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等へ速やかに連絡し、【緊急時及び医療に関する意向確認書】の通り対応いたします。

1 5. 福祉サービス第三者評価の実施について

当施設は福祉サービス第三者評価の実施は行っていません。

1 6. 非常災害時の対策

別途定める「介護老人福祉施設三芳光陽園消防計画」に則り対応を行います。

防災時の対応	消防署通報 非常連絡網作成済
防災設備	火災報知器 消火栓 火災受信機連動制御盤 119 番通報装置 パッケージ型自動消火設備
防災訓練	年 4 回実施 避難訓練・消火訓練（夜間訓練 1 回）、通報訓練他
消防計画等	安房郡市消防本部への届出日 平成 27 年 4 月 1 日
防火責任者	長谷川貴史